

国保ガイド

医療費が増えると保険税も高くなります

保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費にあてられています。医療費が増えているのは、人口の増加や物価の上昇も一因ですが、他にも生活習慣病などの慢性疾患患者の増加、医学・医療技術の進歩によるものが考えられます。ですから、医療費が増えることで必然的に、給付の費用を補うために保険税を値上げすることなどが考えられます。

そうならないために、日頃から健康づくりを心がけ、病院のかかり方も見直して、医療費の節約に努めましょう。

保険税は世帯ごとに決められます

一世帯あたりの保険税額の決まり方

「介護保険」の開始にともない、40歳以上65歳未満の方は国保の保険税の医療保険分に介護保険分を合わせて納めます。

○医療保険分

保険税の総額を次の4つの項目に割り振り、それらを組み合わせて一世帯ごとの保険料額が決められます。

○介護保険分

国保に加入している40歳以上65歳未満の人（介護保険第2号被保険者）のみが納めます。

医療保険分		介護保険分	
所得割	世帯の所得に応じて計算	所得割	第2号被保険者の所得に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算	均等割	第2号被保険者の人数に応じて計算
平等割	一世帯にいくら計算	平等割	第2号被保険者がいる世帯にいくら計算
資産割	世帯の資産に応じて計算	資産割	第2号被保険者の資産に応じて計算

※医療費保険分と介護保険分の保険税の上限額（賦課限度額）は別々に決められます。

Q&A 国民年金

平成15年度保険料の「全額・半額」申請免除制度があります。

平成14年4月から保険料をより納めやすくするために、従来の「全額免除」に加え「半額免除」も制度化されました。

申請は8月末日までに市民生活課国民年金担当に備え付けてある申請書を提出し、社会保険事務局が前年所得による審査結果を基に承認すると、申請の前月から平成16年6月までの全額または半額の保険料の免除が受けられます。なお、承認結果通知については、社会保険事務所より郵送されます。

○持参するもの

1. 年金手帳・印鑑(本人が署名する場合は不要)
2. 平成15年1月以降に転入された方は、市民生活課国民年金担当まで問い合わせをしてください。

問合先 市民生活課 国民年金担当

※免除承認通知の問い合わせについては
社会保険事務局大月事務所業務課 ☎(22)3811

乳児医療ワンポイントアドバイス

～乳幼児助成金申請の手続き～

○保険請求点数が明記されている領収証の場合

医療機関、診療月、入院・外来別に分けて申請書の左上をホチキスでとめてください。

※例えばひと月にA病院と院外処方を受けたB薬局の領収証が1枚ずつあれば申請書を2枚記入することになります。

○領収証がない場合

医療を受けた翌月以降に医療機関で証明を受けてください。

いずれの場合にも申請する際は、必ず保険証をお持ちになって市役所の市民生活課国保担当の窓口へお越しください。

問合先 市民生活課 国保担当